

第2回長崎地方裁判所委員会議事概要

1 日 時 平成16年3月3日(水) 午後1時30分～午後4時00分

2 場 所 長崎地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 安達一藏, 上田賀代, 金子英昭, 玉置俊二, 峠憲治, 仁田豊文,
原章夫, 藤野美保, 正木勝彦, 吉田雅子(五十音順, 敬称略)

(事務担当者) 古賀事務局長, 相川民事首席書記官, 木原刑事首席書記官
渡邊総務課長

4 議 事

※委員長が不在となったため委員長代理である安達委員が議事を進行

(1) 委員自己紹介(新任の正木委員)

(2) 委員長の選出

委員長に正木委員(地裁所長)を選出。(全員一致)

※新委員長選出により委員長が議事を進行

(4) 委員長代理の指名

委員長は, 委員長代理に安達委員(学識経験者)を指名した。

(5) 意見交換テーマの討議

意見交換テーマ「裁判所から利用者や市民に対する情報発信の現状とその問題点」

※事務局長が裁判所作成のリーフレット類の種類や配布先, 裁判所のホームページの内容及び裁判所見学の実施等の裁判所から外部への情報発信の現状を説明した。

(出された意見・●委員長, ○委員)

○ 私の経験では, 一般の方は, 地裁, 簡裁, 家裁のどこで, どのような手続が行われているのかよく分かっていない。また, 裁判所を利用する

場合は弁護士が必要だとか、多くの費用がかかると思っている人が多い。中には、裁判所に対し「怖い」というイメージを持っている人もいる。

- 裁判所には手続ごとのパンフレットはたくさんあるようだが、手続の種類、その手続をする裁判所、そのための費用といった全体像が分かるような一覧性を持った書面がない。そのような書面があると、手続の場所や費用などで悩むこともないし、更に詳しい手続についてはパンフレット等が用意されているから、一般の方も裁判所を利用しやすくなるのではないか。そのような書面を作成してもらいたい。
- 最近、裁判員制度についての報道特集を組んだところ、市民から「裁判員制度についてよく分からない」、「法律が分からない人が裁判をするというのは、その制度自体がおかしいのではないか」等の様々な意見が寄せられた。裁判所の方から、市民に対して、裁判員制度についてももう少し情報を提供する必要がある。
- 裁判員制度が国民の義務となる制度であると考え、その内容を市民に伝えることは、裁判所の責務だと考える。例えば、小中学校の社会見学などでは、議会を見学することが多いが、それは、民主主義について考えさせる目的がある。同様に裁判所を見学させたり、高校生以上を対象に模擬裁判を行うなどして、裁判制度や裁判員制度について、考えさせる機会を設ける必要がある。
- 裁判所に対して「怖い」というイメージがあるのは、裁判所に「裁く」というイメージを持っているからではないか。
- 簡易裁判所では、手続についてファクシミリで情報を取り出せるサービスを行っているということだったので、電話で裁判所にサービスを受ける際に必要なコード番号を尋ねたところ、簡易裁判所までコード番号表を取りに来るように言われた。簡易裁判所までは遠いという話をしたが、結論は同じだった。裁判所の職員の中にも、パンフレットの配布

先についてよく知らない人がいるのが現実のようである。

- 長崎市が配布する市民サービスに関するパンフレットを見ると、簡易裁判所の手続案内サービスの電話番号は載っていなかった。市や県などの行政機関ともっと連携して広報活動を行ってはどうか。
- 市民の中には、悩んでいる問題について、どこに行けば、どういう相談に乗ってもらえるのかが分からない人が多い。これは、法律問題に限らないことではあるのだが、どんな内容でも気軽に尋ねられる場所が裁判所の中にあれば、悩みのある人にとって非常に有意義なものになるのではないか。
- 情報発信については、どうすれば市民にうまく伝わるのかは難しい問題である。例えば、何か相談しようと考えている人がその相談場所を探す際には、タウンページを利用することも多いと思われるので、タウンページを活用するのも一つの方法ではないか。
- 情報発信の方法はたくさんあると思うが、最近では、インターネットのホームページを利用して情報収集する人が増えてきている。しかし、裁判所のホームページは、情報発信の方法としてうまく使えているとは言えない。
- 最高裁のホームページは、それなりに充実しているが、各地裁レベルでは、発信する情報がまだまだ少ないと思う。例えば、市民に対する裁判手続の案内についても、もっと簡単で分かりやすいものが必要だと思う。また、判例速報などについても、もっと多くの判例を掲載すべきではないか。
- 裁判を受ける人にとって、担当裁判官が誰なのかは重要であり、知りたい情報だと考える。地裁レベルにおいてもホームページ上で各開廷日の担当裁判官名を公開している庁もあるが、長崎では公開されていない。公開が必要ではないか。

- 情報発信だけでなく、裁判所に対する市民の声を聴くことも重要なことだと考える。裁判所にそのための窓口を作ることも必要ではないか。例えばインターネットメールを利用して、市民からの苦情、意見、要望などを聞けるようにしてはどうだろうか。その情報を基に改善していくのも一つの方法である。
- 裁判所でできる相談には、法律問題に関するものであっても、限界がある。手続面に関することであれば可能だろうが、それを超える場合には、裁判所がアドバイスできるのかという問題が出てくる。そこで、ワンストップサービスと呼ばれる相談機関の振り分けを行ってくれる総合案内所があればよいのであろうが、それが裁判所に設置できるのかといういろいろな問題があると思う。
- 裁判員制度について「法律を知らない人が裁判をする制度自体がおかしい」という市民の声があるようだが、裁判員が行うのは、法律判断ではなく、事実かどうかの判断とどれくらいの刑罰が必要かの判断でありこの判断については、市民と裁判官の間に能力の差はない。
- 裁判所の役割について、市民によく理解されていないのではないかとと思われる。例えば、裁判所での相談についても、裁判所は第三者的な立場で判断する機関であるから、それによる制約は出てくる。このことを分かってもらうためにも、学校教育等で裁判所についてよく知ってもらうことが重要である。ただ、裁判所で行なっている法廷傍聴や模擬裁判などは刑事事件中心となっており、民事事件に関する裁判所の立場を分かってもらう内容が少ないと思われるので、この点については、考えていく必要がある。
- 裁判官は、市民からの苦情を聞く機会があまりなく、それが怖いと思うこともあるので、市民からの苦情、意見、要望を聞く窓口を作り裁判所内部の人に情報提供していくことも考えられる。

- 裁判所が行うアドバイスには、裁判所の中立性を考えると難しいところもある。行政機関等においては、市民サービスの観点から総合窓口を設置しているのではないか。また、窓口一本化に関する問題については弁護士会等においても司法サービスの問題について取り組んでいるようだが、少しご紹介いただきたい。
- 弁護士が法律事務を独占していることを考えると、法律相談に弁護士がどう対応するかは重要な問題であり、弁護士会としては、困っている人がいれば相談できるシステムを作ろうと考えている。具体的に言えばまず弁護士の空白地を無くそうということで、弁護士会がお金を出して公設事務所を開設している。長崎では、島原、平戸に公設事務所がありまもなく福江にも事務所が開設されることになっている。これをさらに進めたものが司法ネット構想であり、リーガルサービスセンターを作り法律に関するあらゆることに対応できるようにしていこうとしている。例えば、弁護士が引き受けたがらない事件を引き受けるような事務所を作っていこうというようなことも考えられる。ただ、予算がないとできないということもあるので、弁護士会としても十分な予算をお願いしているところである。困ったことがあったら、そこに行けば良いと言えるようなものが出来ればと考えている。
- 裁判所のパンフレットについては、手続ごとに多くのものが出されているが、〇〇委員が指摘された、一覧性のあるパンフレットはない。ただ、簡単な説明やおおよその費用を載せることは、かえって利用者に誤解を与える懸念もあることから、作成されていないという事情もある。
- 裁判所内部での事件の棲み分けは、市民が理解しづらい面も多いので裁判所内部での窓口一本化が可能であれば、それを行うのはどうだろうか。
- 司法制度等を国民に理解してもらうために、学生に対する裁判所見学

や模擬裁判を充実させることが重要であるとの意見があったが、このような形で裁判所を親しみやすいものとするということに関して他にどのような方法が考えられるか。

- 今までの意見を聞いてきて、長崎地方裁判所独自でできる問題と裁判所全体や国として取り組むような問題がある。裁判所全体や国で行うような問題をこの場で議論するのはどうだろうか。
- 裁判員の問題については、全く別の世界にいた普通の市民が、国民の義務として裁判に係わっていくことになる。確かに大きな問題ではあるので、裁判所としても、早い段階から広報活動を行っていく必要がある。
- 本委員会において委員の方々と意見交換することはよいことである。幅広い意見の中から長崎地方裁判所ができることから行っていくというスタンスを持っていただければよいのではないか。
- 裁判所のホームページの関係で、判例速報や担当裁判官名が公表されていないことについて、意見があったが、判決速報を載せる場合、専門家を意識するだけでなく、一般の人の要望も考える必要があり、掲載基準をどうするのかについては、難しい問題がある。
- 各開廷日の担当裁判官名を公表することについては、必要なことだと考えている。アメリカ等では、裁判官がマイコートであるという意識が強く法廷に裁判官名をつけて呼ばれているほどである。
- 担当する裁判官の氏名が普通に分からないのでは困る。是非、ホームページにおいて公開していただきたい。
- 裁判の仕組みについて、十分に国民に知らされていない。裁判所でも出前講義等を行っているようであるが、小中高校生に対して、総合学習の時間などを利用して、裁判官等が、裁判の仕組み等について講義することが裁判所を理解してもらうためにも重要ではないか。
- 裁判員制度に似た制度として検察審査員制度があるが、審査員を集め

るのに大変苦勞している。小さい頃から裁判所や裁判制度について理解してもらふことは大事なことだと思っている。

- 私も検察審査員制度については知らなかった。裁判所は、裁判所についてもっと一般の人への啓蒙活動が必要だと考える。そのためには、学生ばかりでなく、一般市民を対象として、裁判所の仕組みや新しい法律等を市民講座を開いて説明したり、生活情報番組や市町村広報紙等で情報提供する必要がある。
- リーフレット類にせよ、ホームページにせよ、情報を得たい人が見るものであり、その中で何を知らせるべきなのかを考える必要がある。得たい情報内容は人により千差万別であり、また、発信する情報も対象により違ってくるので、難しい問題がある。
- 裁判所を利用する側の人からみると、費用の問題は大変重要なことだと思う。費用について、正確に説明するのは大変なことだが、目安すら示せないということになれば利用しないというような状況にもなりかねない。この点をうまく説明する方策を考えないといけない。弁護士費用等も含めた形で示すことができるといいのだが、この点をきちんとしないと、入口部分で立ち止まる人もいるのではないか。

(6) 次回討議予定

- 本日出された多くの貴重な意見の中からいくつか検討事項を選んで、更に突っ込んだ意見交換をしていきたいと考える。そこで今回は、一応本日の継続討議という形にして、具体的なテーマの設定については、委員長に任せるということにしていただけないか。そのテーマについてはあらかじめ余裕を持って委員の方々にお知らせしたい。
- 具体的な提案があれば、視点がはっきりするので、それに基づき議論するのは有効ではないだろうか。
- 次回については、そういうことでもよいが、将来的に考えた場合、当

委員会で取り上げるテーマについて、広く市民からテーマを公募したり、障害を持つ人が利用しやすい裁判所というテーマも考えられる。

※次回については、委員長案のとおりの内容で行うことを各委員了承

4 次回期日

平成16年9月29日（水）午後1時30分～午後4時（長崎地裁大会議室）